

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 三重県伊勢市常磐一丁目3番4号
氏名 株式会社世古口建設南勢処分場
代表取締役 世古口 真彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 平成30年10月10日

許可の有効年月日 令和7年10月9日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物に限る。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物に限る。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上4種類

(積替え・保管を除く)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、木くず、
繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上10種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

所在地及び面積	多気郡明和町大字山大淀字瀬山132番地 12.6㎡	
廃棄物の種類	積替えのための保管上限	積み上げることができる高さ
金属くず (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	9.0㎡	- (容器使用)
以上1種類	9.0㎡	

所在地及び面積	多気郡明和町大字山大淀字瀬山132番地、144番地 121.8㎡	
廃棄物の種類	積替えのための保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物に限る。)、 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物に限る。)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る。) (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	130.5㎡	1.5m
以上3種類	130.5㎡	

複写 厳禁

NO COPY

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 1月20日	新規許可
平成16年 1月20日	更新許可
平成17年 2月 3日	変更許可
平成21年 1月20日	更新許可
平成21年 3月26日	変更許可
平成26年 1月20日	更新許可
令和 5年 2月13日	住所の変更届に伴う書換

複写厳禁

NO COPY

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有